



令和8年度「呉海自カレー」提供店舗の募集について

呉市では、海上自衛隊呉基地所属の艦艇等で提供されているものと同様のカレーを、市内飲食店で提供する「呉海自カレー」事業を実施しています。

平成27年4月から始まった「呉海自カレー」は、県内外からもたくさんの観光客が訪れ、市内観光の活性化にも寄与する呉市のご当地グルメとして定着しています。

つきましては、当事業に賛同し、令和8年度から新たに「呉海自カレー」の提供を希望する事業者を次のとおり募集します。

1 新規追加する募集店舗数

3店舗程度

2 募集期間

令和7年11月18日（火）～12月12日（金）必着

3 申込条件

- ・飲食店の事業に必要な法令に基づく許可を有すること。
- ・市内の飲食店等で、「呉海自カレー」を提供できること。
- ・呉海自カレーのルールBOOKに同意し、厳守できること。

4 申込後のスケジュール（予定）

- (1) 申込受付：指定の申込書及び誓約書を募集期間内に呉市観光振興課へ提出
- (2) 審査：令和7年12月23日（火）@呉市役所5階（501会議室）
呉海自カレー提供候補店舗選定委員会による書類審査及び面接審査（申込者によるプレゼンテーションを実施）により審査を行います。
- (3) 説明会：審査により決定した提供候補店舗への説明会を開催し、提供カレーの種類等を決定します。
- (4) カレー伝授：海上自衛隊より、レシピの提供・調理指導・艦長等による味の確認後、「呉海自カレー証明証」を交付
- (5) 呉海自カレー事業者部会へ加盟後、呉市から「呉海自カレー提供店舗認定通知書」、「呉海自カレー商標及びオリジナルデザイン使用承認通知書」の交付を受けた後に提供開始（令和8年4月1日予定）となります。
※艦艇等の状況により味の確認が遅れる場合がありますが、ご了承下さい。

5 応募者の欠格事項

次の事項に該当する場合、応募はできません。

- (1) 暴力団（暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員等（同条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- (2) 事業者の役員等（個人である場合はその者、法人その他の団体である場合は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有すると認められる者を含む。）をいう。以下同じ。）が自己、

自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員等を利用している者

(3) 事業者の役員等が、暴力団または暴力団員等に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

(4) 事業者の役員等が、暴力団または暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用している者

(5) 事業者の役員等が、暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

■提出書類

【別紙１】 申込書

【別紙２】 誓約書

■申込 及び 問い合わせ先

呉市中央４丁目１－６ 呉市役所５階

呉市産業部観光振興課 担当：神笠

TEL：0823-25-3315 FAX：0823-25-7592

E-mail：kankou@city.kure.lg.jp